（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第十九条　法第四十二条第二項又は法第四十三条第六項において準用する法第二十八条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当ではないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

（新設）

第二十条　経済産業大臣及び国土交通大臣は、当該工作物等を前条本文の競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、次に掲げる事項を官報への掲載その他の適切な方法により公示しなければならない。

一　当該工作物等の名称又は種類、形状及び数量

二　当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

三　当該競争入札の執行の日時及び場所

四　契約条項の概要

五　その他経済産業大臣及び国土交通大臣が必要と認める事項

2　経済産業大臣及び国土交通大臣は、当該工作物等を前条本文の競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

3　経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条ただし書の随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（新設）

（工作物等を返還する場合の手続）

第二十一条　経済産業大臣及び国土交通大臣は、保管した工作物等（法第四十二条第二項又は法第四十三条第六項において準用する法第二十八条第六項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその所有権等を証するに足りる書類を提出させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、様式第三による受領書と引換えに返還するものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電事業の廃止の届出及び海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の確認等）

第二十二条　法第四十三条第一項の規定による届出は、経済産業大臣及び国土交通大臣の定める様式によるものとする。

2　法第四十三条第二項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、船舶の航行に支障を及ぼさないものとして、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去後の状況に関し国土交通大臣が告示で定める要件を満たしていることとする。

3　法第四十三条第五項（法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

4　法第四十三条第五項（法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事の完了の日

二　当該海洋再生可能エネルギー発電設備の一部が存置された場合においては、当該存置された海洋再生可能エネルギー発電設備の一部の位置及び水深並びに規模

（地位の承継の認可の申請）

第二十三条　法第四十四条第二項に規定する申請書並びに海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案は、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める様式によるものとする。

（新設）